

公共事業連携先行地籍調査事業実施要領

第1 目的

この要領は、先行地籍調査の実施に関する取扱について、公共事業連携先行地籍調査事業費負担金交付要綱（平成21年4月14日付第200900001872号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 実施要件

先行地籍調査は、次の要件をいずれも満たす場合において実施することができるものとする。

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査事業として指定され、又は指定されることが確実であること。
- (2) 市町が行う地籍調査事業で、かつ、市町負担額が伴う事業であること。

第3 実施手続

- (1) 県は、関係部局間において先行地籍調査の必要性を検討の上、別紙様式に示す事業計画及び先行地籍調査実施候補区間における、先行地籍調査の実施の可否について市町と協議するものとする。
- (2) 県は、前項により協議する場合は、対象公共事業における用地調査が開始されるまでに先行地籍調査の実施に要する十分な期間を設けるよう配慮するものとする。
- (3) 市町は、第1項の協議に同意した場合は、県に同意書を提出するものとする。
- (4) 市町は前項により同意した後に、要綱第5条の規定に基づく交付申請を行うものとする。

第4 所管

先行地籍調査に伴う事務の所管は、農林水産部農地・水保全課とする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し、特に必要がある事項については、農林水産部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月14日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度事業から適用する。

別紙様式

年 月 日

様

鳥取県知事

〇〇年度公共事業連携先行地籍調査事業計画について（協議）

公共事業連携先行地籍調査事業実施要領第3の（1）の規定に基づき、先行地籍調査の実施について同意いただきたく協議します。

記

1 事業計画

（1）対象公共事業

事業名	(公共・単県)		
路線名・河川名等 (工区名)			
事業計画	事業期間	着工予定 平成 年頃 (用地調査着手 平成 年頃)	
	事業用地	地内	～ 地内

（2）用地調査予定区域

事業用地	地内	～ 地内
実施予定期間	平成 年 月～平成 年 月	

2 先行地籍調査実施候補区間：別添のとおり